



浦添市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長

松本哲也

浦添市規則第 46 号

浦添市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
の一部を改正する規則

浦添市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「障害者総合支援法第7条第1項」を「障害者総合支援法施行規則第7条第1項」に改め、「（様式第1号）」を削る。

第5条第1項中「（様式第2号）」、「様式第3号。」、「（様式第3号の2）」及び「（様式第3号の3）」を削り、同条第2項中「（様式第4号）」を削る。

第6条第1項中「（様式第5号）」を削り、同条第2項中「（様式第6号）」を削り、同条第3項中「（様式第7号）」を削る。

第7条中「（様式第8号）」を削る。

第8条中「（様式第9号）」を削る。

第9条中「（様式第10号）」を削る。

第10条第1項中「（様式第11号）」を削り、同条第2項中「（様式第12号）」を削る。

第11条第1項中「（様式第13号）」を削り、同条第2項中「（様式第14号）」を削る。

第12条中「（様式第15号）」を削る。

第13条第1項中「（様式第16号）」及び「（様式第16号の2）」を削り、同条第2項中「（様式第17号）」を削り、同条第3項中「（様式第17号の2）」を削り、同条第4項中「（様式第17号の3）」を削る。

第14条中「自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号）又は自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号の2）」を「自立支援医療費支給認定申請書」に改める。

第15条第1項中「自立支援医療費支給認定・変更認定通知書（様式第19号）」を「変更決定通知書」に改め、「様式第20号。」を削り、同条第2項中「自立支援医療費支給認定却下決定通知書（様式第21号）」を「却下通知書」に改める。

第16条中「自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号）又は自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号の2）」を「自立支援医療費支給認定変更申請書」に改める。

第17条第1項中「自立支援医療費支給認定・変更認定通知書（様式第19号）」を「変更決定通知書」に改め、同条第2項中「様式第22号」を「様式第1号」に改める。

第18条中「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療）（様式

第23号)」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」に改める。

第19条中「自立支援医療受給者証再交付申請書（育成医療・更生医療）（様式第24号）」を「自立支援医療受給者証再交付申請書」に改める。

第20条中「自立支援医療費支給認定取消通知書（様式第25号）」を「支給認定取消通知書」に改める。

第23条第1項から第3項までの規定中「受給者証」を「医療受給者証」に改め、同条第4項中「認められるもの」を「認めるもの」に、「受給者証」を「医療受給者証」に改め、同条第5項中「認められるもの」を「認めるもの」に、「様式第22号」を「様式第1号」に改める。

第24条第1項中「様式第26号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「様式第27号」を「様式第3号」に改め、同条第3項中「様式第28号」を「様式第4号」に改める。

第25条第1項中「様式第29号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第30号」を「様式第6号」に、「様式第31号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第32号」を「様式第8号」に改める。

第27条中「補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第33号）」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改める。

第28条中「補装具費支給（購入）決定通知書（様式第34号）」を「補装具費支給決定通知書」に改め、「（様式第35号）」を削る。

第29条の2第1項中「様式第36号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第37号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「様式第38号」を「様式第11号」に改める。

第30条を第31条とし、第29条の2の次に次の1条を加える。

（様式）

第30条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第17条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

浦添市福祉事務所長

印

自立支援医療費変更認定申請却下決定通知書

障害者総合支援法第56条第1項の規定による自立支援医療認定変更の申請は次により認定されませんでしたので通知します。

記

理由：

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消を求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、浦添市を被告として（訴訟における浦添市を代表する者は浦添市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内の異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えはその異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申し立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。)

問い合わせ先 浦添市

様式第 2 号(第 24 条関係)

自立支援医療治療用装具申請書												
受診者	氏名		公費負担番号									
	生年月日		自立支援医療費 受給者番号									
	住所											
治療用装具	種目		治療用装具の 見積額	円								
	形式											
希望する 治療用装具業者	名称											
	住所	TEL:										
指定医療機関名			担当医師名	印								
指定医療機関の 担当医師の意見	病名											
(記載年月日: 年 月 日)												
自立支援医療にかかる治療装具について、上記のとおり見積書を添えて申請します。												
年 月 日												
申請者 住所												
氏名 印												
浦添市福祉事務所長 殿												

注1 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする。

自立支援医療治療用装具支給承認書												
受診者	氏名		公 費 負 担 番 号									
	生年月日		自立支援医療費 受 給 者 番 号									
	住所											
申請者	氏名		受診者との続柄									
	住所											
病 名												
治療用装具	種目											
	形式											
治療用装具額												
医療保険給付額												
自己負担額額												
公費負担額												
年 月 日に申請のあった にかかる 自立支援医療の治療用装具の支給については上記のとおり決定したので通知します。 年 月 日 浦添市福祉事務所長 印												

様式第 3 号の 2 及び様式第 3 号の 3 を削る。

様式第 4 号から様式第 11 号までを次のように改める。

自立支援医療治療用装具費請求書

年 月 日

浦添市福祉事務所長 殿

請求者住所

ふりがな

氏 名

印

受給者との続柄()

口座振替申立表示

銀行名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
口座名義		

※決定額 円

育成医療に係る治療用装具に要した費用として、次のとおり請求します。

受給者の氏名		自立支援医療 受給者番号	
保護者の氏名			
治療用装具の名称			
治療用装具 交付年月日			
治療用装具総額	A	円	
医療保険給付額	B	円	
自己負担額(次のa. とb. の額を比較して低い額を右欄にご記入下さい)	C	円	
a. 治療用装具総額の1割の額 (10円未満は四捨五入)	$A \times 0.1$	円	
b. 自己負担上限額 治療用装具交付月の自己負担上限管理票の『月額自己負担上限額』から『月間自己負担額累積額』を差し引いた金額		円	
請求金額	D (A-B-C)	円	

(申請者の方へ)

※ 請求者氏名と口座名義人は、必ず同一にしてください。

※ 添付書類

- ☐ 業者に支払った補装具に係る領収書
☐ 医療保険による給付証明書
☐ 治療用装具交付月の自己負担上限管理表
☐ 振込先通帳の表の写し

自立支援医療移送費支給申請書				
受 診 者	氏名		公費負担番号	
	生年月日		自立支援医療費 受給者番号	
	住所			
担 当 医 師 の 意 見	移送区間			
	移送方法			
	移送年月日			
	移送を必要と 認める理由			
	移送費見積額			
年 月 日 指定育成医療機関の所在地及び名称 担当医師 氏 名 印				
やむを得ない場合で事 後において申請すると きはその理由				
自立支援医療にかかる移送費について、上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者住所 氏名 印 浦添市福祉事務所長 殿				

注1 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする。

様式第 6 号(第 25 条関係)

年 月 日																			
自立支援医療移送費支給承認書																			
申請者		殿																	
		浦添市福祉事務所長																	
		印																	
年 月 日に申請のあった		にかかる																	
自立支援医療の移送費については、下記のとおり決定したので通知します。																			
受診者	氏名		公 費 負 担 番 号																
	生年月日		自立支援医療費 受 給 者 番 号																
	住所																		
申請者	氏名		受診者との続柄																
	住所																		
病 名																			
移送区間																			
移送年月日																			
移送費用額		移 送 費 用 円																	
		自 己 負 担 額 円																	
		公 費 負 担 額 円																	
備考																			

年 月 日

自立支援医療移送費給付不承認通知書

申請者 殿

浦添市福祉事務所長 印

年 月 日に申請のあった にかか
自立支援医療の移送費の支給については、下記により承認されませんでしたので通知しま
す。

受診者	氏名		公 費 負 担 番 号												
	生年月日		自立支援医療費 受 給 者 番 号												
	住所														
	申請者と の続柄														

理 由

様式第 8 号(第 25 条関係)

自立支援医療移送費請求書			
		年	月 日
浦添市福祉事務所長 殿			
		請求者住所	
		ふりがな	
		氏 名	印
		受給者との続柄()	
		口座振替申立表示	
		銀行名	銀行 支店
		預金の種類	
		口座番号	
		口座名義	
※決定額 円			
自立支援医療に係る移送に要した費用として、次のとおり請求します。			
受診者の氏名		自立支援医療 受給者番号	
保護者の氏名			
請求内容	移送区間		
	請求金額		
	請求金額内訳		

(申請者の方へ)

- ※ 請求者氏名と口座名義人は、必ず同一にしてください。
- ※ 添付書類
 - ☐ 交通費の領収書
 - ☐ 債権者登録申請書
 - ☐ 振込先通帳の表の写し

様式第 9 号(第29条の2関係)

(介護給付費・訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談
支援給付費)支給決定兼利用者負担額減額・免除等決定書

決裁区分			決裁年月日		
起案	年	月			日
施行	年	月			日
完結	年	月			日
文書記号番号				第 号	
				第 号	
発信人			浦添市福祉事務所長		

決 裁			合 議					
課長	係長	担当者						

支給決定障害者	氏 名		性別		生年月日	
	居住地					
支給決定に係る障害児氏名			続柄		生年月日	

上記の者の()
を別紙のとおり決定・通知してよいでしょうか。

起案者所属	
担当者氏名	

様式第10号(第29条の2関係)

高額障害福祉サービス等給付費支給決定・不支給決定書

決裁区分			決裁年月日		
起案	年	月			日
施行	年	月			日
完結	年	月			日
文書記号番号				第 号	
発信人			浦添市福祉事務所長		

決 裁			合 議					
課長	係長	担当者						

支給決定障害者 (保護者)	氏 名		性別		生年月日	
	居住地					
支給決定に係る障害児氏名			続柄		生年月日	

上記の者の()
を別紙のとおり通知してよいでしょうか。

起案者所属	
担当者氏名	

様式第11号(第29条の2関係)

計画相談支援給付費支給決定書

決裁区分			決裁年月日		
起案	年	月			日
施行	年	月			日
完結	年	月			日
文書記号番号				第 号	
				第 号	
発信人			浦添市福祉事務所長		

決 裁			合 議					
課長	係長	担当者						

支給決定障害者	氏 名		性別		生年月日	
	居住地					

上記の者の()
を別紙のとおり決定・通知してよいでしょうか。

起案者所属	
担当者氏名	

様式第12号から様式第38号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月13日から施行する。ただし、第4条中「障害者総合支援法第7条第1項」を「障害者総合支援法施行規則第7条第1項」に改める改正規定及び第23条の改正規定（「様式第22号」を「様式第1号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

(浦添市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 別表浦添市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年規則第1号）の項「様式第13号、様式第18号、様式第18号の2、様式第23号、様式第24号、様式第26号及び様式第29号」を「様式第2号及び様式第5号」に改める。

浦添市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 平成19年1月5日 規則第1号 注 平成26年3月から改正経過を注記した。 （支給決定の申請） 第4条 介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給及び介護給付費又は訓練等給付費に係る利用者負担額の減額・免除等を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、<u>障害者総合支援法第7条第1項</u>、第34条の3第1項及び第34条の31第1項に定める事項を記載した（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）により所長に申請するものとする。 （支給決定の通知等） 第5条 所長は、前条の申請があったときは、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給決定及び介護給付費又は訓練等給付費に係る利用者負担額の減額・免除等の決定を行い、当該支給決定障害者等に対し、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2	浦添市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 平成19年1月5日 規則第1号 注 平成26年3月から改正経過を注記した。 （支給決定の申請） 第4条 介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給及び介護給付費又は訓練等給付費に係る利用者負担額の減額・免除等を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、<u>障害者総合支援法施行規則第7条第1項</u>、第34条の3第1項及び第34条の31第1項に定める事項を記載した（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書_____により所長に申請するものとする。 （支給決定の通知等） 第5条 所長は、前条の申請があったときは、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給決定及び介護給付費又は訓練等給付費に係る利用者負担額の減額・免除等の決定を行い、当該支給決定障害者等に対し、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書_____

号)により通知するものとする。この場合において、介護給付費等の支給決定障害者等に対しては障害福祉サービス受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)、地域相談支援給付決定を受けた障害者に対しては地域相談支援受給者証(様式第3号の2)及び療養介護の支給決定を受けた障害者に対しては療養介護医療受給者証(様式第3号の3)を交付するものとする。

- 2 所長は、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給決定を行わないことと決定したときは、当該申請者に対し、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支給決定の変更の申請)

第6条 介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費の支給決定の変更及び介護給付費又は訓練等給付費に係る利用者負担額の減額・免除等の変更を申請しようとする支給決定障害者等は、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第5号)により所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による変更申請に対し変更の決定をしたときは、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第6号)により通知するとともに、受給者証を交付するものとする。

____により通知するものとする。この場合において、介護給付費等の支給決定障害者等に対しては障害福祉サービス受給者証(____以下「受給者証」という。)、地域相談支援給付決定を受けた障害者に対しては地域相談支援受給者証____及び療養介護の支給決定を受けた障害者に対しては療養介護医療受給者証____を交付するものとする。

- 2 所長は、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給決定を行わないことと決定したときは、当該申請者に対し、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請却下通知書____により通知するものとする。

(支給決定の変更の申請)

第6条 介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費の支給決定の変更及び介護給付費又は訓練等給付費に係る利用者負担額の減額・免除等の変更を申請しようとする支給決定障害者等は、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書____により所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による変更申請に対し変更の決定をしたときは、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書____により通知するとともに、受給者証を交付するものとする。

3 所長は、第1項の規定による変更申請に対し変更を行わないことと決定したときは、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更申請却下通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（支給決定の取消し通知）

第7条 所長は、障害者総合支援法第25条第1項の規定による支給決定の取消しを行ったときは、当該支給決定取消しに係る支給決定障害者等に対し、障害者総合支援法施行規則第20条第1項に定める事項を記載した（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第8条 支給決定障害者等は、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給等の申請内容に変更が生じたときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）申請内容変更届出書（様式第9号）により所長に届け出るものとする。

（受給者証の再交付の申請）

第9条 支給決定障害者等は、受給者証の再交付を申請するときは、受給者証再交付申請書（様式第10号）を所長に提出するものとする。

（特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給申請等）

第10条 特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給

3 所長は、第1項の規定による変更申請に対し変更を行わないことと決定したときは、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更申請却下通知書_____により通知するものとする。

（支給決定の取消し通知）

第7条 所長は、障害者総合支援法第25条第1項の規定による支給決定の取消しを行ったときは、当該支給決定取消しに係る支給決定障害者等に対し、障害者総合支援法施行規則第20条第1項に定める事項を記載した（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給決定取消通知書_____により通知するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第8条 支給決定障害者等は、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は地域相談支援給付費の支給等の申請内容に変更が生じたときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）申請内容変更届出書_____により所長に届け出るものとする。

（受給者証の再交付の申請）

第9条 支給決定障害者等は、受給者証の再交付を申請するときは、受給者証再交付申請書_____を所長に提出するものとする。

（特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給申請等）

第10条 特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給

付費又は特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、障害者総合支援法施行規則第31条第1項、第34条の4第1項及び第34条の53第1項に定める事項を記載した（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給申請書（様式第11号）により所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の申請があった場合において、特例介護給付費、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給の可否を決定したときは、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書（様式第12号）により当該申請者に通知するものとする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請等）

第11条 障害者総合支援法第76条の2第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の2第1項に定める事項を記載した高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第13号）により所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の申請があった場合において、高額障害福祉サービス等給付費支給の可否を決定したときは、高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第14号）により当該申請者に通知するものとする。

（サービス等利用計画案）

第12条 所長が障害者総合支援法第22条第4項、第24条第3項、第51

付費又は特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、障害者総合支援法施行規則第31条第1項、第34条の4第1項及び第34条の53第1項に定める事項を記載した（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給申請書_____により所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の申請があった場合において、特例介護給付費、特例特定障害者特別給付費又は特例地域相談支援給付費の支給の可否を決定したときは、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書_____により当該申請者に通知するものとする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請等）

第11条 障害者総合支援法第76条の2第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の2第1項に定める事項を記載した高額障害福祉サービス等給付費支給申請書_____により所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の申請があった場合において、高額障害福祉サービス等給付費支給の可否を決定したときは、高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書_____により当該申請者に通知するものとする。

（サービス等利用計画案）

第12条 所長が障害者総合支援法第22条第4項、第24条第3項、第51

条の7第4項及び第51条の9第3項に規定するサービス等利用計画案の提出を求めるときは、当該申請者に対し、障害者総合支援法施行規則第12条の3及び第34条の37に定める事項を記載したサービス等利用計画案提出依頼書（様式第15号）により通知するものとする。

（計画相談支援給付費）

第13条 障害者総合支援法第51条の17第1項の規定による計画相談支援給付費を受けようとする計画相談支援対象障害者等は、障害者総合支援法施行規則第34条の54第1項に定める事項を記載した計画相談支援給付費支給申請書（様式第16号）により所長に申請するものとする。この場合において、計画相談支援対象障害者等は、計画相談支援依頼（変更）届出書（様式第16号の2）により計画相談を依頼した指定特定相談支援事業所名等を届け出るものとする。

2 所長は、障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費を支給する旨又は支給しない旨を決定したときは、計画相談支援給付費支給（却下）決定通知書（様式第17号）により当該計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

3 所長は、障害者総合支援法施行規則第34条の55第1項の規定により計画相談支援給付費の支給の決定を取り消したときは、計画相談支援給付費支給決定取消通知書（様式第17号の2）により当該計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

4 所長は、第2項により計画相談支援給付費支給決定したモニタリング期間を変更する場合は、モニタリング期間変更通知書（様式第1

条の7第4項及び第51条の9第3項に規定するサービス等利用計画案の提出を求めるときは、当該申請者に対し、障害者総合支援法施行規則第12条の3及び第34条の37に定める事項を記載したサービス等利用計画案提出依頼書_____により通知するものとする。

（計画相談支援給付費）

第13条 障害者総合支援法第51条の17第1項の規定による計画相談支援給付費を受けようとする計画相談支援対象障害者等は、障害者総合支援法施行規則第34条の54第1項に定める事項を記載した計画相談支援給付費支給申請書_____により所長に申請するものとする。この場合において、計画相談支援対象障害者等は、計画相談支援依頼（変更）届出書_____により計画相談を依頼した指定特定相談支援事業所名等を届け出るものとする。

2 所長は、障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費を支給する旨又は支給しない旨を決定したときは、計画相談支援給付費支給（却下）決定通知書_____により当該計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

3 所長は、障害者総合支援法施行規則第34条の55第1項の規定により計画相談支援給付費の支給の決定を取り消したときは、計画相談支援給付費支給決定取消通知書_____により当該計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

4 所長は、第2項により計画相談支援給付費支給決定したモニタリング期間を変更する場合は、モニタリング期間変更通知書_____

7号の3)により当該計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

(自立支援医療費の支給認定の申請)

第14条 障害者総合支援法施行規則第35条第1項に規定する支給認定の申請書は、自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号）又は自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号の2）によるものとする。

(支給認定の通知等)

第15条 所長は、障害者総合支援法施行規則第35条第1項の申請があった場合において、支給を認定したときは、自立支援医療費支給認定・変更認定通知書（様式第19号）により申請者に通知するとともに、自立支援医療費受給者証（様式第20号。以下「医療受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 所長は、障害者総合支援法施行規則第35条第1項の申請があった場合において、支給を認定しないと決定したときは、自立支援医療費支給認定却下決定通知書（様式第21号）により申請者に通知するものとする。

(支給認定の変更の申請)

第16条 障害者総合支援法施行規則第45条第1項に規定する支給認定の変更の申請書は、自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号）又は自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第18号の2）によるものとする。

_____により当該計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

(自立支援医療費の支給認定の申請)

第14条 障害者総合支援法施行規則第35条第1項に規定する支給認定の申請書は、自立支援医療費支給認定申請書

_____によるものとする。

(支給認定の通知等)

第15条 所長は、障害者総合支援法施行規則第35条第1項の申請があった場合において、支給を認定したときは、変更決定通知書

_____により申請者に通知するとともに、自立支援医療費受給者証（_____以下「医療受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 所長は、障害者総合支援法施行規則第35条第1項の申請があった場合において、支給を認定しないと決定したときは、却下通知書

_____により申請者に通知するものとする。

(支給認定の変更の申請)

第16条 障害者総合支援法施行規則第45条第1項に規定する支給認定の変更の申請書は、自立支援医療費支給認定変更申請書

_____によるものとする。

(支給認定の変更の通知等)

第17条 所長は、職権により、又は障害者総合支援法施行規則第45条第1項の申請があった場合において、支給認定の変更を認定したときは、自立支援医療費支給認定・変更認定通知書（様式第19号）により申請者に通知するとともに、医療受給者証を申請者に交付するものとする。

2 所長は、職権により、又は障害者総合支援法施行規則第45条第1項の申請があった場合において、支給認定の変更を認定しないと決定したときは、自立支援医療費変更認定申請却下通知書（様式第22号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第18条 障害者総合支援法施行規則第47条第1項に規定する申請内容の変更の届出書は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療）（様式第23号）によるものとする。

(医療受給者証の再交付の申請)

第19条 障害者総合支援法施行規則第48条第1項に規定する医療受給者証の再交付の申請書は、自立支援医療受給者証再交付申請書（育成医療・更生医療）（様式第24号）によるものとする。

(支給認定の取消し)

第20条 障害者総合支援法施行規則第49条第1項に規定する支給認定の取消しを行ったときの書面は、自立支援医療費支給認定取消通知書（様式第25号）によるものとする。

(支給認定の変更申請)

(支給認定の変更の通知等)

第17条 所長は、職権により、又は障害者総合支援法施行規則第45条第1項の申請があった場合において、支給認定の変更を認定したときは、変更決定通知書により申請者に通知するとともに、医療受給者証を申請者に交付するものとする。

2 所長は、職権により、又は障害者総合支援法施行規則第45条第1項の申請があった場合において、支給認定の変更を認定しないと決定したときは、自立支援医療費変更認定申請却下通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第18条 障害者総合支援法施行規則第47条第1項に規定する申請内容の変更の届出書は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届によるものとする。

(医療受給者証の再交付の申請)

第19条 障害者総合支援法施行規則第48条第1項に規定する医療受給者証の再交付の申請書は、自立支援医療受給者証再交付申請書によるものとする。

(支給認定の取消し)

第20条 障害者総合支援法施行規則第49条第1項に規定する支給認定の取消しを行ったときの書面は、支給認定取消通知書によるものとする。

(支給認定の変更申請)

第23条 第15条の規定により支給の認定を受けた申請者（以下「受給者」という。）が、次に掲げる事項について育成医療に係る支給認定の変更の申請を行うときは、第16条の申請書に受給者証 其他必要な書類を添えて所長に申請するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

2 前項第1号の指定自立支援医療機関の変更の申請を受け、指定自立支援医療機関の変更の必要があると判断したときは、変更することを決定した日以降より新たな医療機関に変更するものとし、新たな指定自立支援医療機関を記載した受給者証 を交付するものとする。

3 第1項第2号の負担上限月額に関する事項の変更の申請を受け、所得区分の変更の必要があると判断したときは、変更することを決定した日の属する月の翌月の初日から新たな所得区分に変更するものとし、新たな所得区分と負担上限月額を記載した受給者証 を交付するものとする。

4 第1項第3号の有効期間内の医療の具体的方針の変更の申請は、当該申請書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、所長に申請するものとし、所長が育成医療の変更の必要があると認められるものについては、変更後の新たな受給者証 を交付するものとする。この場合において、医療の具体的方針の変更の効力の始期は、変更を決定した日以降とするものとする。

5 第1項の申請を受けた所長は、変更の可否について判断し、変更を必要としないと認められるものについては、自立支援医療費変更

第23条 第15条の規定により支給の認定を受けた申請者（以下「受給者」という。）が、次に掲げる事項について育成医療に係る支給認定の変更の申請を行うときは、第16条の申請書に医療受給者証 其他必要な書類を添えて所長に申請するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

2 前項第1号の指定自立支援医療機関の変更の申請を受け、指定自立支援医療機関の変更の必要があると判断したときは、変更することを決定した日以降より新たな医療機関に変更するものとし、新たな指定自立支援医療機関を記載した医療受給者証 を交付するものとする。

3 第1項第2号の負担上限月額に関する事項の変更の申請を受け、所得区分の変更の必要があると判断したときは、変更することを決定した日の属する月の翌月の初日から新たな所得区分に変更するものとし、新たな所得区分と負担上限月額を記載した医療受給者証 を交付するものとする。

4 第1項第3号の有効期間内の医療の具体的方針の変更の申請は、当該申請書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、所長に申請するものとし、所長が育成医療の変更の必要があると認めるものについては、変更後の新たな医療受給者証 を交付するものとする。この場合において、医療の具体的方針の変更の効力の始期は、変更を決定した日以降とするものとする。

5 第1項の申請を受けた所長は、変更の可否について判断し、変更を必要としないと認めるものについては、自立支援医療費変更

認定却下決定通知書（様式第22号）により申請者に通知するものとする。

（治療用装具の支給）

第24条 育成医療及び障害者総合支援法施行令第1条の2第2号に規定する自立支援医療（以下「更生医療」という。）の治療用装具の申請は、自立支援医療治療用装具申請書（様式第26号）によるものとする。

2 所長は、前項の申請があった場合において、治療用装具の申請を承認するときは、自立支援医療治療用装具支給承認書（様式第27号）によるものとする。

3 治療用装具の支給の承認を受けた者は、自立支援医療治療用装具費請求書（様式第28号）により所長に請求するものとする。

（移送費の支給）

第25条 育成医療及び更生医療に係る移送費の支給の申請は、自立支援医療移送費支給申請書（様式第29号）によるものとする。

2 所長は、前項の申請があった場合において、移送費の支給を承認又は不承認とするときは、自立支援医療移送費支給承認書（様式第30号）又は自立支援医療移送費支給不承認通知書（様式第31号）により当該申請者に交付するものとする。

3 移送費の支給の承認を受けた者は、自立支援医療移送費請求書（様式第32号）により所長に請求するものとする。

（補装具費の支給の申請）

認定却下決定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

（治療用装具の支給）

第24条 育成医療及び障害者総合支援法施行令第1条の2第2号に規定する自立支援医療（以下「更生医療」という。）の治療用装具の申請は、自立支援医療治療用装具申請書（様式第2号）によるものとする。

2 所長は、前項の申請があった場合において、治療用装具の申請を承認するときは、自立支援医療治療用装具支給承認書（様式第3号）によるものとする。

3 治療用装具の支給の承認を受けた者は、自立支援医療治療用装具費請求書（様式第4号）により所長に請求するものとする。

（移送費の支給）

第25条 育成医療及び更生医療に係る移送費の支給の申請は、自立支援医療移送費支給申請書（様式第5号）によるものとする。

2 所長は、前項の申請があった場合において、移送費の支給を承認又は不承認とするときは、自立支援医療移送費支給承認書（様式第6号）又は自立支援医療移送費支給不承認通知書（様式第7号）により当該申請者に交付するものとする。

3 移送費の支給の承認を受けた者は、自立支援医療移送費請求書（様式第8号）により所長に請求するものとする。

（補装具費の支給の申請）

第27条 障害者総合支援法施行規則第65条の7第1項の申請書は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第33号）によるものとする。
（補装具費の支給決定等）

第28条 所長は、前条の申請に対し補装具費の支給を決定したときは、補装具費支給（購入）決定通知書（様式第34号）により当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第35号）を交付するものとする。
（起案用紙の様式）

第29条の2 第5条、第6条第2項、第7条及び第10条第2項に規定する決定又は決定の取消しの際に用いる起案用紙は、様式第36号のとおりとする。

2 第11条第2項に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第37号のとおりとする。

3 第13条第2項及び第3項に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第38号のとおりとする。

〔新設〕

（雑則）

第30条 〔略〕

様式第1号（第4条関係）

第27条 障害者総合支援法施行規則第65条の7第1項の申請書は、補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書によるものとする。
（補装具費の支給決定等）

第28条 所長は、前条の申請に対し補装具費の支給を決定したときは、補装具費支給決定通知書により当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に通知するとともに、補装具費支給券を交付するものとする。
（起案用紙の様式）

第29条の2 第5条、第6条第2項、第7条及び第10条第2項に規定する決定又は決定の取消しの際に用いる起案用紙は、様式第9号のとおりとする。

2 第11条第2項に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第10号のとおりとする。

3 第13条第2項及び第3項に規定する決定の際に用いる起案用紙は、様式第11号のとおりとする。

（様式）

第30条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

（雑則）

第31条 〔略〕

様式第1号（第17条関係）

〔略〕

様式第2号（第5条関係）

〔略〕

様式第3号（第5条関係）

〔略〕

様式第3号の2（第5条関係）

〔略〕

様式第3号の3（第5条関係）

〔略〕

様式第4号（第5条関係）

〔略〕

様式第5号（第6条関係）

〔略〕

様式第6号（第6条関係）

〔略〕

様式第7号（第6条関係）

〔略〕

様式第8号（第7条関係）

〔略〕

様式第9号（第8条関係）

〔略〕

様式第10号（第9条関係）

〔略〕

様式第2号（第24条関係）

〔略〕

様式第3号（第24条関係）

〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

様式第4号（第24条関係）

〔略〕

様式第5号（第25条関係）

〔略〕

様式第6号（第25条関係）

〔略〕

様式第7号（第25条関係）

〔略〕

様式第8号（第25条関係）

〔略〕

様式第9号（第29条の2関係）

〔略〕

様式第10号（第29条の2関係）

[略]
様式第11号（第10条関係）
[略]
様式第12号（第10条関係）
[略]
様式第13号（第11条関係）
[略]
様式第14号（第11条関係）
[略]
様式第15号（第12条関係）
[略]
様式第16号（第13条関係）
[略]
様式第16号の2（第13条関係）
[略]
様式第17号（第13条関係）
[略]
様式第17号の2（第13条関係）
[略]
様式第17号の3（第13条関係）
[略]
様式第18号（第14条、第16条関係）

[略]
様式第11号（第29条の2関係）
[略]
[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

〔略〕	
<u>様式第18号の2（第14条、第16条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第19号（第15条、第17条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第20号（第15条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第21号（第15条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第22号（第17条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第23号（第18条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第24号（第19条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第25号（第20条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第26号（第24条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第27号（第24条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	

<u>様式第28号</u> (第24条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第29号</u> (第25条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第30号</u> (第25条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第31号</u> (第25条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第32号</u> (第25条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第33号</u> (第27条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第34号</u> (第28条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第35号</u> (第28条関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第36号</u> (第29条の2 関係)	
〔略〕	〔削る〕
<u>様式第37号</u> (第29条の2 関係)	
〔略〕	〔削る〕

様式第38号（第29条の2 関係）

〔略〕

〔削る〕